

「令和7年度県内2空港合同アンケートキャンペーン管理・運営・広報業務」仕様書

1 業務名

令和7年度県内2空港合同アンケートキャンペーン管理・運営・広報業務

2 キャンペーン概要

対象期間内に山口県内2空港（山口宇部空港、岩国錦帯橋空港）の発着便を利用し、WEBアンケートに回答した方の中から抽選で賞品を贈呈する。

対象搭乗期間	令和7年12月1日(月)～令和8年2月28日(土)
回答受付期間	令和7年12月1日(月)～令和8年3月3日(火)
広報期間	令和7年8月中旬～令和8年2月28日(土)
抽選・賞品発送	令和8年3月
応募方法	専用WEBサイト

3 取組方針

- ① 山口宇部空港エバンジェリスト及び岩国錦帯橋空港PRキャラクターを活用し、情報媒体と連携した多様な情報発信を行うこと。
- ② 首都圏在住者及び県民に対してキャンペーンへの参加を喚起し、航空機を利用した旅行機運を高めること。
- ③ アンケートを適切に管理し、回答内容の集計・分析により今後の利用促進策に活用すること。

4 委託予定期間

契約締結日から令和8年3月21日（土）まで

5 業務の内容

（1）キャンペーンの管理・運営

- ① キャンペーン事務局として、広報開始以降～委託期間における問合せ対応、応募の受付及び応募者情報の管理（応募数8,000件を想定）を厳密に行い、厳正なる抽選の上、当選者を決定し、賞品の発送を行う。
- ② 回答内容を取りまとめた報告書を作成し、担当者に提出する。

（2）WEB受付フォームの構築・管理・運用等

- ①ー1 WEB受付フォームの構成について
 - ・キャンペーン期間中の山口宇部空港及び岩国錦帯橋空港発着便利用者に向け、委託者より提示された設問内容をもとにWEBアンケートを作成すること。
 - ・山口宇部空港分、岩国錦帯橋空港分で2通りのページを作成すること。
- ①ー2 WEB受付フォームに係る留意事項

○ デザインについて

- ・幅広い年齢層から応募が得られるよう、明瞭なデザインで作成すること。
- ・山口宇部空港もしくは岩国錦帯橋空港に発着の航空機1搭乗につき1回答とし、重複回答（航空機に搭乗していない者からの応募）を防止する仕組みを構築すること。
- ・特定のブラウザへの依存がなく、特に Microsoft Edge, Safari, Google Chrome, Firefox等の最新版での閲覧を可能とするとともに、レスポンシブウェブデザインにより、PC・スマートフォンの画面幅に合わせて表示最適化すること。
- ・山口県公式ウェブサイト ウェブアクセシビリティ方針に配慮し、誰もがウェブサイトで提供される情報や機能を支障なく使用することができるよう可能な限り対応すること。

（参考）山口県公式ウェブサイト ウェブアクセシビリティ方針

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/21/12955.html>

○ セキュリティについて

- ・本ウェブサイトは常時 SSL 対応とし、通信回線に対する盗聴防止のため、通信の暗号化を行うこと。
- ・本ウェブサイトで使用するソフトウェアの設定・障害対応等が十分可能な能力を持った者を従事者とし、従事者の氏名及び本業務に関する責任体制、その他必要な事項を担当者に通知すること。
- ・従事者を変更する場合は十分な引継ぎを行い、業務に支障をきたさないようにする。
- ・受託者は、本業務委託の実施にあたり、適切なセキュリティ対策を講じること。
特に、構築するウェブサイトについて、不正アクセス等を防止するため、検査完了時点で既知の脆弱性に対して適切な対処を行うこと。
- ・構築作業を実施するため端末機や外部媒体を作業場所に持ち込み使用する場合は、ウイルス対策を万全にし、接続前に必ず県の下了解を得たうえで作業を行うこと。
また、使用した機器を持ち出し、再度接続する場合も同様とする。

○ 著作権等

- ・本ウェブサイト構築に使用する一切のプログラム、プログラム構成部品、データ、素材、納品物等に関する著作権は、委託者に帰属するものとする。
- ・受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては受託者に帰属するものとするが、県はその使用权及び翻案権を有するものとする。

○ その他

- ・構築において発生する打ち合わせ内容は議事録を作成し、速やかに提出すること。
- ・本ウェブサイトの開発環境（開発用のハードウェア、開発ツール等のソフトウェアを含む）、作業場所、その他必要となる環境については、受託者の負担と責任において確保すること。
- ・本ウェブサイトの本番環境の設定に関する調査・検討、設計、設定及び稼働確認等の一連の業務を委託範囲に含め、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上必要な事項については、受託者と県が協議のうえ、これを行うものとする。

- ・受託者は何人に対しても、委託期間中または委託期間終了後を問わず、業務上知り得た業務の一切を漏らしてはならない。
- ・原則として再委託は禁止する。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

①－３ 回答内容の集計・報告について

- ・WEB受付フォームで得られた回答内容をグラフ等で整理したPowerPoint資料、及び全回答を一覧化したExcel資料を提出すること。
- ・集計項目は、各設問の集計に加え、居住地別の行先や交通手段等、クロス集計を活用し、今後の空港運営に活用できる内容にすること。
- ・集計項目や提出方法は適宜委託者より指示する。

(３) WEB 広告やテレビ CM 等の企画制作および放映

項目	内容
放映	WEB 広告やテレビ CM による放映
制作テーマ	キャンペーン認知度向上・空港利用促進
動画の内容	○15秒程度の広告を作成 ○山口宇部空港エバンジェリスト「ぺこば」及び岩国錦帯橋空港 PR キャラクター「ソラッピー」を活用したものとする。(動画、静止画等活用の形式は問わない)
制作の流れ	▼シナリオ・絵コンテ等の作成 動画制作の骨子となるシナリオ等を作成。 ▼動画の撮影・編集・校正 前ステップを基に動画の撮影及び編集を行い、完成版納品日の1週間前までに試写用映像を提出。※確認及び校正を受けること。 ▼完成版動画の納品 試写用映像の修正及び変更等を行い、完成版動画を納品。
サムネイル	動画ごとに視聴者の目を引き、かつ、動画内容が一見して分かるようなサムネイル画像を作成。
納期	令和7年9月（撮影時期に応じて協議）

【制作における留意点】

- ・撮影前に、委託者とシナリオ等について事前協議を行うこと。また、シナリオ等の校正は、撮影まで随時行うこととする。
- ・制作テーマに合わせ、実写やイラスト、アニメーション等を用いながら、視聴者の目を引き、関心を高める効果的な動画を制作すること。
- ・キャスト等の出演交渉、撮影交渉、権利保有者との交渉、契約締結、その他付随する業務全般は、委託業務に含まれるものとする。
- ・動画は令和8年3月31日までインターネット上(SNS、山口県公式ホームページ、動画投稿サイト)や山口宇部空港デジタルサイネージ等への掲載を予定しているため、使用期間や利用範囲が限定されるものは避けること。

- ・なお、動画の内容や起用する人物等については、委託業者からの提案を踏まえ、委託者と調整の上、決定する。
- ・納品方法やファイル形式、サイズ等は都度委託者が指定する。

(4) ポスター、チラシ等の企画・制作・配布

① 標準的な広報資材の企画制作

- ア B1ポスター 200部
- イ A4チラシ 5,000部
- ウ B1応募用QRコード掲載ポスター（空港現地配備用） 各空港5部、計10部
- エ WEB掲載用バナー画像 2点 下記サイズをPNG形式で提出

項番	縦サイズ	横サイズ	容量	掲載予定箇所
1	350	726	1MB程度	山口宇部空港HP
2	660	1285	指定なし	岩国錦帯橋空港HP（スマホ版）
3	815	2532	指定なし	岩国錦帯橋空港HP（PC版）
4	344	400	指定なし	山口県HP
5	正方形		指定なし	関連SNS(Instagram, X等)

② 広報資材の作成データの納品

企画・制作した広報資材（ア、イ、ウ、オ）の成果物のPDFデータを納品する。

③ 発送及び仕分け

制作した広報資材（ア、イ、ウ）を、委託者が指示する約10か所（県庁及び関連団体等）に必要な個数に仕分け、納品する。

他広報資材（エ、オ）は、委託者より送付先を指示する。

(5) その他キャンペーンを周知する広報手段の企画・実行

- ・居住地や年齢層などのターゲットを定め、キャンペーンの認知度向上や、航空機利用の機運醸成に繋がる広報手段を（1）～（4）とは別に1つ以上企画・実行する。
- （例）インフルエンサーを活用した広報、地域情報誌への掲載、ノベルティ制作 等

(6) 賞品の企画

- ・当選者に向けた賞品の選定を行う。
- ・当選者は20名以上とし、賞品は年齢や性別を問わずキャンペーンの参加意欲喚起に繋がるものとする。
- ・山口宇部空港エバンジェリストに関連した賞品を1点以上提示する。
- ・選定にあたっては、関連法令（不当景品類及び不当表示防止法等）に留意する。
- ・賞品の画像は空港ホームページ等に掲載するため、事前に許可を取得し、画像データを委託者に提出する。
- ・航空会社関連の賞品（航空券目録、旅行券等）は選定の対象外とする。

6 費用の負担区分

本業務履行に係る一切の費用を受託者が負担するものとする。

本業務履行のための受託者の人件費、旅費、通信費、賞品の送料及び契約費用等の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。

7 個人情報の保護

この契約による事務を処理するための取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」(別紙)のとおりとする。

8 留意事項

(1) 著作権等

- ・業務で得た成果品に関する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む)は、委託者に帰属するものとする。また、受託者は、本件著作物に係る著作権者人格権を行使しないものとする。
- ・行事を開催する場合、委託者や山口県における事前報道(1 週間前予定)に際しては受託者にて掲載承諾を取得することとする。
- ・第三者の著作物を使用するときは、受託者の負担で著作権処理を行うこと。

(2) 権利の侵害

- ・制作にあたって、他者の知的所有権を侵害しないよう特に留意すること。

(3) 映像出演者の了承

- ・SNS や山口県公式ホームページ、動画投稿サイトへの掲載によりインターネット上で動画再生されることについて、映像出演者(ナレーションを含む)の了承を得ていること。

(4) その他

- ・業務において委託者が必要と認め、指示した事項については、受託者はその指示に従うこと。
- ・委託者との連携を密に作業を行うこと。また、本仕様書に定めのない事項及び業務を遂行する上で疑義や改善の必要性がある場合は、委託者と協議して定める。
- ・本委託業務を履行するために受託者が必要とする費用及び契約費用等の一切の費用は、委託料に含まれるものとする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

（再委託の禁止）

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

（資料等の返還等）

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注1 「甲」は委託契約締結者を、「乙」は委託先をいう。

2 委託等の実態に即して適宜必要な事項を追加し、また不要な事項は削除するものとする。